

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
賃貸借契約（久居射撃場保安用地）	支出負担行為担当官 東海防衛支局長 瀧本 和彦 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき公開しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—	—		
賃貸借契約（小牧基地取付誘導路等用地ほか）	支出負担行為担当官 東海防衛支局長 瀧本 和彦 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	令和8年4月1日	愛知県	1000020230006	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	81,512,640	81,512,640	100%		
賃貸借契約（白山分屯基地家城連絡所）	支出負担行為担当官 東海防衛支局長 瀧本 和彦 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	令和8年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき公開しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—	—		
賃貸借契約（自衛隊愛知地方協力本部・名古屋出張所広報ルーム）	支出負担行為担当官 東海防衛支局長 瀧本 和彦 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	令和8年4月1日	株式会社太閤ビルディング	7180001031078	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	4,189,680	4,189,680	100%		
賃貸借契約（自衛隊愛知地方協力本部・金山募集案内所）	支出負担行為担当官 東海防衛支局長 瀧本 和彦 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	令和8年4月1日	熊田農林株式会社	8180001073524	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	4,235,220	4,235,220	100%		
賃貸借契約（自衛隊愛知地方協力本部・安城募集案内所）	支出負担行為担当官 東海防衛支局長 瀧本 和彦 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	令和8年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき公開しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—	—		
賃貸借契約（自衛隊愛知地方協力本部・一宮地域事務所）	支出負担行為担当官 東海防衛支局長 瀧本 和彦 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき公開しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—	—		
賃貸借契約（自衛隊愛知地方協力本部・瀬戸地域事務所）	支出負担行為担当官 東海防衛支局長 瀧本 和彦 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	令和8年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき公開しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—	—		
賃貸借契約（自衛隊三重地方協力本部・四日市地域事務所）	支出負担行為担当官 東海防衛支局長 瀧本 和彦 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	令和8年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき公開しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	3,053,952	3,053,952	100%		
賃貸借契約（自衛隊三重地方協力本部・伊勢地域事務所）	支出負担行為担当官 東海防衛支局長 瀧本 和彦 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	令和8年4月1日	有限会社角屋	1190002008534	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	2,745,600	2,745,600	100%		
賃貸借契約（自衛隊岐阜地方協力本部・岐阜募集案内所）	支出負担行為担当官 東海防衛支局長 瀧本 和彦 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	令和8年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき公開しない	—	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—	—		
賃貸借契約（自衛隊岐阜地方協力本部・大垣地域事務所）	支出負担行為担当官 東海防衛支局長 瀧本 和彦 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	令和8年4月1日	光和株式会社	1200001013582	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	—	—	—		

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。